

山口市

創業広告支援補助金

補助率:2分の1以内 補助限度額:10万円

補助対象者

山口市の特定創業支援等事業※1による支援を受けた者で、以下のいずれかに該当する者

- (1)創業前の場合:山口市内に今年度中に事業を開始することが明らかな個人又は法人
- (2)創業後の場合:山口市内に主たる事業所を有する個人又は法人で、申請日が創業した日から起算して2年以内の者※2

補助対象事業

創業前後の販路開拓及び販路拡大を目的とした事業所や事業内容の情報発信事業(詳細は裏面参照)

補助金申請時の提出書類

- 1、山口市創業広告支援補助金交付申請書
- 2、事業計画書(別紙1)
- 3、補助対象経費の収支予算書(別紙2)
- 4、山口市の特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書
- 5、法人の登記事項証明書
(個人の場合は、住民票及び開業届出書の写し)
- 6、市税の滞納のないことの証明書
- 7、許認可が必要な業種の場合は許認可の写し
- 8、その他市長が必要と認めるもの

制度詳細はこちら



※1)山口市創業支援事業者による1か月以上4回以上の継続した創業支援で、経営・財務・人材育成・販路開拓のすべての知識が身につく事業をいいます

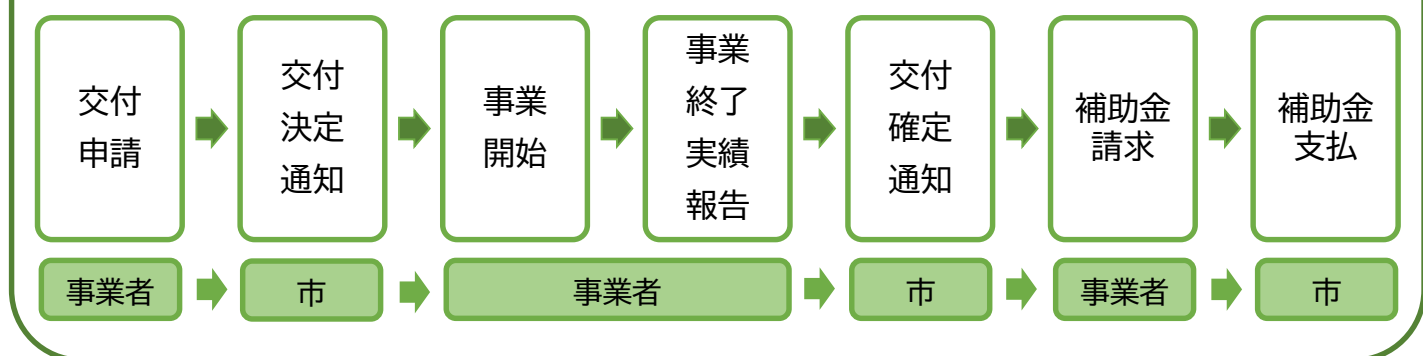
※2)創業から2年以内とは、個人は開業・廃業等届出書に記載した開業の日、法人は登記事項全部証明書に記載された会社成立の日から2年以内

山口市創業広告支援補助金

補助対象事業

ウェブサイト作成	ウェブサイト作成に係る経費 (1)ウェブサイトを新規に開設する経費 (2)既存のウェブサイトの変更・更新に係る経費 ※以下の経費は対象外とする (1)パソコン等設備購入費 (2)通信費 (3)ウェブサイトの管理委託費
チラシ・DM カタログ・新聞 雑誌・テレビ・ラジオ	事業所及び事業内容の広告に係る経費 (1)折り込みチラシの作成及び配布に係る経費 (2)新聞・雑誌等の広告掲載料 (3)テレビ・ラジオCM
看板作成	事業所及び事業内容を周知する看板作成に係る経費
インターネット広告 SNS広告	事業所及び事業内容を周知するためのインターネット 広告やSNS広告の掲載に係る経費
その他	上記以外で市長が必要と認める経費

申請の流れ



お問い合わせ

山口市 ふるさと産業振興課 TEL : 083-934-2928